

鯖江市農業委員会 第 6 回 総 会 議 事 録

- 1 日 時 令和 6 年 6 月 2 8 日 (金)
午後 1 時 3 0 分 開 会
午後 2 時 1 0 分 閉 会
- 2 場 所 鯖江市役所 別館 4 階 全員協議会室
- 3 議 事
(1) 議案第 3 3 号 農地法第 3 条の許可申請審議について
(2) 議案第 3 4 号 農地法第 5 条の許可申請審議について
(3) 議案第 3 5 号 農用地利用集積計画の意見審議について
(4) 議案第 3 6 号 新規就農計画の認定について
- 4 報告事項
(1) 報告第 1 4 号 農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について
(2) 報告第 1 5 号 農地法第 1 8 条第 6 項の規定による通知について
- 5 議 長 福島会長
- 6 署名委員 6 番 前田昭一委員 8 番 堀内章義委員
- 7 事務局 斎藤事務局長、松田事務局次長
山本書記

	午後 1 時 3 0 分 開 会
事務局	それでは開会にあたり、欠席委員の報告をします。
事務局	(欠 席 委 員 の 報 告)
事務局	つづきまして、福島会長からご挨拶をお願いします。 引き続き、議事進行を、よろしく願いいたします。
福島会長	議 長 就 任 挨 拶

※以下議長

議長

ただいまから 6 月の農業委員会総会を開会いたします。本日の議題につきましては、お手元の資料のとおりです。

まず、議事録署名委員の選任をお願いしたいと思いますが、私のほうから指名してよろしいかお諮りいたします。

委員一同

異議なし

議長

では、6 番 前田 昭一 委員、8 番 堀内 章義 委員にお願いします。

議長

次に、各部会から 6 月部会の報告をお願いします。
まず始めに、農政部会の報告を、農政部会長からお願いします。

3 番
笠嶋委員

6 月の農政部会の報告をいたします。
6 月 24 日、月曜日、部会長ほか 7 名が出席して、農政部会を開催しました。
協議事項としまして、議案第 35 号 農用地利用集積計画の意見審議について、議案第 36 号 新規就農計画の認定について、協議しました。
協議の結果については後ほどの議案審議の際にご報告いたします。
以上、部会報告といたします。

議長

次に、農地調整部会の報告を、農地調整副部会長からお願いします。

16 番
北川委員

6 月の農地調整部会の報告をいたします。
6 月 25 日 火曜日、わたしほか 8 名の出席で、農地調整部会を開催しました。

当日は、部会に先立ち、午前9時30分から岡井委員と品川委員の2名により、3条および5条関係の転用案件など約2時間にわたり現地調査を実施しました。

審議の内容については、後ほどの議案審議の際に、ご報告いたします。

議長

ありがとうございました。

それでは次に議事に入ります。

まず始めに、「議案第33号 農地法第3条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

3条申請番号1（寺中町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が小作地の取得を目的に、田の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、北側、南側および東側は農道、西側は譲受人名義の田と接しております。

（耕作・従事要件）

譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。

3条申請番号2（蒔生田町）

（概要と目的）

本申請は、譲受人が小作地の取得を目的に、田の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、北側は用悪水路を挟んで田および畑、南側は田を挟んで田、西側は田、東側は市道と接しております。

（耕作・従事要件）

譲受人は、申請地を田として利用する営農を計画しております。

議長	農地調整部会の意見を、農地調整副部長より願います。
16番 北川委員	議案第33号 農地法第3条の許可申請審議について審議の結果、全案件について許可相当の意見となりました。 以上、報告します。
議長	ただいま、事務局ならびに農地調整副部長の説明がありましたが生説明のとおり、承認してよろしいか採決いたします。
議長	賛成の方は挙手願います。
委員一同	挙手
議長	全員賛成と認め、「議案第33号 農地法第3条の許可申請審議について」は原案のとおり可決決定されました。よって、許可といたします。
議長	次に、「議案第34号 農地法第5条の許可申請審議について」上程します。事務局から提案の説明を願います。
事務局	5条申請番号1（中戸口町） （概要と目的） 本申請は、譲受人が、住宅建築を目的として、畑の所有権を取得するものです。 （申請地および近隣状況） 申請地は、東側は市道、北側・西側および南側は畑と接しています。 雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。 関係する地元農家組合の了承を得ています。 （立地基準） 申請地は住宅の連坦する区域内にある第3種農地と判

断します。

（一般基準）

なお、隣接農地所有者には事業計画について説明済みで了承を得ております。

5 条 申請番号 2 （宮前 1 丁目）

（概要と目的）

本申請は、宅地分譲 4 区画を目的として、田の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、西側および東側は水路を挟んで市道、北側および南側は宅地と接しています。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

関係する地元農家組合の了承を得ています。

（立地基準）

申請地は準工の用途指定があるため、第 3 種農地と判断します。

（一般基準）

隣接農地はないため、農地への被害防除はありません。

5 条 申請番号 3 （御幸町 3 丁目）

（概要と目的）

本申請は、住宅建築を目的として、畑の所有権を取得するものです。

（申請地および近隣状況）

申請地は、北側は市道、東側・西側および南側は宅地に接しております。

雨水は自然流下により、道路側溝に排水します。

なお、関係する地元農家組合はありません。

（立地基準）

申請地は一種中高層住居の用途指定があるため、第 3 種農地と判断します。

（一般基準）

隣接農地はありません。

5 条 申 請 番 号 4 （ 下 司 町 ）

（ 概 要 と 目 的 ）

本 申 請 は、 事 務 所 ・ 資 材 置 き 場 お よ び 駐 車 場 の 設 置 を 目 的 と し て、 田 の 所 有 権 を 取 得 す る も の で す。

（ 申 請 地 お よ び 近 隣 状 況 ）

事 業 予 定 地 は 北 側 お よ び 南 側 は 水 路 を 挟 ん で 市 道、 東 側 は 田、 西 側 は 宅 地 と 接 し て い ま す。

雨 水 は 自 然 流 下 に よ り、 北 側 の 道 路 側 溝 に 排 水 し ま す。

関 係 す る 地 元 農 家 組 合 の 了 承 を 得 て い ま す。

（ 立 地 基 準 ）

申 請 地 の あ る 街 区 に つ い て、 街 区 の 総 面 積 の う ち、 宅 地 の 割 合 が 4 割 を 超 え る た め、 第 3 種 農 地 と 判 断 し ま す。

（ 一 般 基 準 ）

東 側 に 接 す る 田 と の 境 界 に は L 型 擁 壁 を 設 置 す る た め、 土 砂 流 出 は あ り ま せ ん。

ま た 隣 接 農 地 所 有 者 に は 事 業 計 画 に つ い て 説 明 済 み で 了 承 を 得 て お り ま す。

議 長

農 地 調 整 部 会 の 意 見 を、 農 地 調 整 副 部 会 長 よ り 願 い ま す。

1 6 番
北 川 委 員

議 案 第 3 4 号 農 地 法 第 5 条 の 許 可 申 請 審 議 に つ い て 審 議 の 結 果、 全 案 件 に つ い て 許 可 相 当 の 意 見 と な り ま し た。

以 上、 報 告 し ま す。

議 長

た だ い ま、 事 務 局 な ら び に 農 地 調 整 副 部 会 長 の 説 明 が あ り ま し た が、 皆 さ ん の ご 意 見 を 伺 い ま す。 ご 意 見 の あ る 方 は 挙 手 を 願 い ま す。

委 員

（ 質 疑 応 答 ）

議 長

ご 意 見 ご ざ い ま せ ん か。 無 い よ う で す の で 「 議 案 第 3

4号 農地法第5条の許可申請審議について」は、農地調整副部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたします。

議長 賛成の方は挙手願います。

委員一同 挙 手

議長 全員賛成と認め、「議案第34号 農地法第5条の許可申請審議について」は原案のとおり可決決定されました。

なお、番号4番は福井県農業会議の意見を聴いたうえで許可といたします。

議長 次に、「議案第35号 農用地利用集積計画の意見審議について」上程します。事務局から提案の説明をお願いします。

事務局 (議案第35号について説明)

議長 農政部会の意見を、農政部会長より願います。

3番
笠嶋委員 議案第35号 農用地利用集積計画の意見審議につきまして、協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長 ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

委員 (質疑応答)

議長 ご意見ございませんか。無いようですので「議案第35号 農用地利用集積計画の意見審議について」農政部会長の説明のとおり、決定してよろしいか採決いたしま

す。

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙 手

議長

全員賛成と認め、議案第35号 農用地利用集積計画の意見審議については原案のとおり可決決定されました。よってその旨を鯖江市長へと回答をします。

議長

次に、「議案第36号 新規就農計画の認定について」上程します。事務局から提案の説明を願います。

事務局

新規就農計画について、説明します。

●●●●氏は、昨年12月に新規就農を目的として、農地を取得されました。取得された方は、●●●●氏の息子さんと共同で農業経営に取り組むこととなっています。その後、市の新規就農者として補助を受けたいという要望があり、今回、新規就農計画が提出されたものです。

計画の内容をご説明しますと、まず、営農類型としては、「園芸」を考えています。

内容としては、露地にて、大豆、さといも、果樹、薬用作物などの生産を行う予定です。

また、年間の農業所得としては、経営体で25万円、労働時間は、個人で1400時間（200日程度）を目標としております。

作目としては、大豆、さといも、玉ねぎ、ナス、ジャガイモ、ニンニク、梅、薬草などを予定しており、目標の面積は4,000㎡、生産量としては、1,365kgとしております。

梅や薬草について、目標を0kgとしておりますのは、目標の設定は2年後としており、収穫のためには、梅で3～4年、薬用作物で5～6年となっており、期間内には収穫が見込めなかったためであります。

また、所有地は、北中町で4,515㎡となっており

、いろいろな作物を栽培するため、耕作可能面積は4,000㎡程度と考えております。

機械等についてですが、既存で中古の耕運機や草刈り機などを所有しておりますが、今度の導入予定として、ハンマーモアや耕運機のアタッチメントの畝たて機や硬土の場合のロータリーなどの取得を予定しております。

議長

農政部会の意見を、農政部会長より願います。

3 番
笠嶋委員

議案第36号 新規就農計画の認定について

新規就農で畑の作物を栽培するにあたり、他者の農作物被害につながらないように、獣害被害などの防除を行うよう指導してほしいといった意見や今回の計画での農業収入が少なく生計が成り立つのかどうかといった意見がでました。協議の結果、原案どおり総会に上程することとなりました。

議長

ただいま、事務局ならびに農政部会長の説明がありましたが、皆様のご意見を伺います。ご意見のある方は挙手を願います。

委員

(質疑応答)

議長

ご意見ございませんか。無いようですので「議案第36号 新規就農計画の認定について」、農政部会長の説明のとおり、認定してよろしいか採決いたします。

賛成の方は挙手願います。

委員一同

挙 手

議長

全員賛成と認め、「議案第36号 新規就農計画の認定について」は、原案のとおり可決されました。

議長

次に、報告事項について事務局から説明を願います。

事務局 (報告第14～15号について説明)

議長 最後に事務局から連絡事項をお願いします。

事務局 (連絡事項)

議長 それでは、本日の日程はこれですべて終了いたしました。お疲れ様でした。

午後 2時10分閉会